

2023年1月11日

制定

(趣旨)

第1条 この内規は、「研究活動における不正行為に関する取扱規程」第9条に基づき、関西大学（以下「本学」という。）における研究活動の成果に係る研究資料等の保存及び開示に関して必要な事項を定めるものとする。

(実験・観察等の研究資料の保存方法)

第2条 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。

2 実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つように十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 実験ノートは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料の保存方法)

第3条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像等をいう。以下同じ。）を、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

2 前項の保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(研究資料の保存期間)

第4条 研究資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約などやむを得ない事情が認められる場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

2 研究資料のうち試料（実験試料、標本等）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大な費用を要するもの（生物系試料等）については、この限りでない。

3 法令等により保存期間が規定されているものがある場合は、その法令等の定める期間に従うものとする。

4 共同研究等外部から研究資料を受領する場合において、研究資料の保存期間に関する契約又は定めがあるときは、契約等で定められた期間に従うものとする。

(研究者の責任、退職等の取扱い)

第5条 研究資料の保存は、それを生み出した研究者自身が原則として主たる責任を負う。

2 研究室主宰者は、自らのグループの研究者（研究員、大学院生、学部学生等）の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保存し、又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

3 研究倫理研修責任者である学部、研究科等の長は、所属する研究室主宰者の転出や退職に際して、前項に準じた措置を講じなければならない。

(開示等)

第6条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、研究活動不正防止最高責任者である学長その他の者の求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。転出や退職後も同様とする。

(研究分野の特性に応じた対応)

第7条 研究倫理研修責任者は、研究成果の保存方法、保存期間及び開示等について、第2条から前条までの規定にかかわらず、研究分野の特性に応じて別に定めることができる。

(研究資料に含まれる個人情報等の取扱い)

第8条 保存する研究資料に含まれる個人情報等、その取扱いに法的規制があるもの又は倫理上の配慮を必要とするものが含まれる場合は、それらに関する法的規制やガイドライン等に従うものとする。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。